

ANNUAL REPORT

2024 | 年次報告書

令和6年度

「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」をめざして



ふれあいネットワーク



全国社会福祉協議会

3 Top message

- 4 特集 “私たち”は、どこに向かおうとしているか
「全社協 福祉ビジョン2025」、「社会福祉協議会 基本要項2025」
～未来への羅針盤～
- ・「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて
 - ・「全社協 福祉ビジョン2025」を紐解く
 - ・「基本要項2025」を紐解く
 - ・全社協 福祉ビジョン×社協基本要項 担当者の思い
 - ・ history

- 16 2024(令和6)年度 活動ハイライト
- ・ 数字で見る全社協
 - ・ この1年間の取り組みから
 - ・ Hotな動向!
被災地・被災者と共に歩む、福祉のちから

22 全社協の組織概要

編集方針

全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆さまへの広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

報告範囲

全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

対象期間

2024年度(2024年4月1日～2025年3月31日)の取り組み実績をもとに作成しています。ただし、必要に応じて2025年4月以後の情報も掲載。

写真掲載

事前に承諾を得ています。

みなさまと共に考え、 共に歩む

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 村木 厚子



目の前の人の困りごとに寄り添い、共に支え合う地域づくりのために、人と人をつなぐ。

長年にわたり福祉関係者が地域のなかで積み重ねてきた多様な実践が、地域社会の基盤となり、社会福祉の仕組みを創り上げてきました。

一方、戦後80年の歴史のなかで、地域社会や社会福祉の仕組みは大きく変化してきました。年々、人と人とのつながりが希薄化し、共に支え合う関係を築いていくことの難しさを実感する場面も増えています。

こうした時代にあって、私たち福祉関係者は、いま何をなし、これからどこに向かっていくべきなのか。

現時点での立ち位置を確認しつつ、未来志向で社会福祉を切り拓いていく必要があります。しかしながら、変動性、不確実性が増す中で、将来ビジョンを描くことは極めて難しいことでもあります。それでも私たちは、未来を見据え、今できることを積み重ね、希望ある地域社会を築いていく必要があります。

このような背景のもと、本会では令和6(2024)年度において、二つの大きな方針をとりまとめました。将来ビジョンを描くことは、大変難しいことでしたが、多くの関係者の力と声、そして知恵を結集し、これまで

の実践と想いを“言葉”として紡ぎ、現在を客観的に捉え、未来への方向性を示すため、議論を重ねてまいりました。このようにして提示させていただいた羅針盤が、「全社協 福祉ビジョン2025」、「社会福祉協議会 基本要項2025」です。

「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざし、地域に生きる“みんな”の力をつなぎ合わせて、未来を切り拓いていく。福祉関係者だけではなく、地域に生きるすべての人びとと共に、「全社協 福祉ビジョン2025」、「社協基本要項2025」を羅針盤として、明日の地域社会を築いていく。その共創の歩みをみなさまと共に重ねていくことで、さらなる将来ビジョンを描き続けていきたい。そのような想いを込めて、令和6年度版の本会年次報告書(アニュアルレポート)では、「全社協 福祉ビジョン2025」、「社協基本要項2025」を特集として取り上げました。

ぜひご一読いただき、「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けて、共に考え、共に歩んでいただければ幸甚に存じます。

今後とも、変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

“私たち”は、どこに向かおうとしているか

「全社協 福祉ビジョン2025」、
「社会福祉協議会 基本要項2025」～未来への羅針盤～



生活困窮層の拡大、貧困の連鎖、社会的孤立、ひきこもり、生きづらさ、子育てやケアの孤立化…。地域生活課題が複合化・深刻化するなか、制度や分野の垣根を越えて、一人ひとりの課題に寄り添い、共に支え合う地域づくりを進めることが急務になっています。

一方で、少子・高齢化、人口減少の急速な進行により、地域社会が大きく変容し、福祉基盤を維持・継続していくことが困難になっています。

こうした状況を踏まえ、“私たち”福祉関係者は、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するために、いま何をなすべきか。

これまで積み上げてきた実践や想いを“言葉”にし、現在を客観的に捉え、未来への方向性を指し示す羅針盤。それが、「全社協 福祉ビジョン2025（以下、ビジョン2025）」、「社会福祉協議会 基本要項2025（以下、基本要項2025）」です。

地域に生きる“私たち”が、みんなの力をつなぎ合わせて、未来を切り拓いていく。福祉関係者のみならず、地域住民、企業やNPO、司法、教育、住まいなど多様な分野の関係者など、地域に生きるすべての方々と共に想いを一つにして、「ともに生きる豊かな地域社会」を築いていく。

そんな想いを込めたビジョン2025、基本要項2025。本特集が、より多くの方々と将来像を共有するきっかけになれば幸いです。

ともに生きる豊かな地域社会

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会

全社協 福祉ビジョンとは？



「全社協 福祉ビジョン」は、社会福祉の未来像を描き、その実現に向けた具体的な取り組みの方向性を示す指針です。地域社会や社会課題の変化に応じて改定を重ね、福祉関係者が進むべき道を示す「羅針盤」としての役割を担ってきました。

このビジョンは、全社協 政策委員会が、社協や社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブなど、多様な福祉関係者の意見や実践を反映して策定しています。全国各地の現場から生まれた声や実践が、ビジョンに活かされているのが特徴です。

ビジョン2025では、地域共生社会やSDGsの理念を包含した「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を掲げています。

そして、福祉関係者にとどまらない多様な関係者と連携・協働して「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた取り組みを主体的に進めることをめざしています。



社協基本要項とは？



社会福祉協議会（社協）は、民間社会福祉活動の振興・推進を図るため、住民・行政・関係団体をつなぐ役割を担い、地域福祉の充実・発展に取り組んできました。一方で、時代の変遷とともに、社会福祉を取り巻く環境が変化し、また、地域ごとに実情や課題も異なる中、社協の活動内容も多様化してきました。

こうした状況を背景に、全国・都道府県・指定都市・市区町村の各社協が、共通の理念、目的、方針に基づいて活動を展開するための指針として、「社協基本要項」が策定されました。

社協基本要項は、地域社会の変化に対応し、未来を見据え、いつの時代にあっても変わらぬ理念や原則を明確にしながらも、その内容も進化させていく必要があります。

とくに基本要項2025では、これまで以上に多様な関係者との連携なしでは社協活動は展開できず、地域社会の維持・継続が困難であるとの課題認識のもと、福祉関係者はもとより、企業やNPO、司法、教育、住まいの関係者など、地域社会のすべての関係者の方々と社協基本要項に掲げる理念等を共有し、共に取り組みを進めていくことをめざしています。

「ともに生きる豊かな地域社会」

全社協 福祉ビジョン2025

福祉組織・関係者が主体的にかつ横断的に取り組むこと

<主な取り組み>

| | |
|--|---|
| 地域共生社会の実現に向けた地域づくり | <ul style="list-style-type: none">●社会や地域の実情に応じた地域づくりに向けた福祉組織・関係者の役割の明確化●地域共生社会に対する地域住民の理解の促進●地域住民が参加・活動しやすい場づくり、環境づくり |
| 重層的な連携・協働に基づく多様な実践の推進 | <ul style="list-style-type: none">●社協は「連携・協働の場」となる●社協・社会福祉法人は、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、培った機能を地域展開し公益的な実践活動を行う●地域住民、自治体、非営利団体、企業など、地域の実情に応じた多様な主体との連携・協働による包括的な支援 |
| 権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none">●意思・意見表明、意思決定や権利行使の支援●権利侵害(差別・偏見・虐待)の防止、権利侵害からの回復支援●社協、福祉施設・事業所における運営の透明性の確保、開かれた施設・事業所づくり |
| 福祉サービスの基盤維持と質の向上 | <ul style="list-style-type: none">●福祉サービスの量的・質的な確保、適切な利用に向けた支援●職員のソーシャルワーク、各福祉分野の専門性向上、多職種の連携・協働、チームとしての総合力・専門性の向上など組織全体の質の向上●サービス提供方法の見直しやICT等の積極的かつ適切な活用を通じたDXの推進、サービスの質の向上と職場環境の改善 |
| 福祉を支える人材の確保・育成・定着 | <ul style="list-style-type: none">●働きやすく、意欲的に働き続けられる職場づくり●福祉の魅力の理解を促進するための情報発信の強化●多様な人材の参入促進、すそ野の拡大●関係者の連携・協働による福祉人材の確保●外国人材の受け入れ促進●民生委員・児童委員活動への理解促進●全産業と遜色のない水準となる処遇改善の実現 |
| 福祉組織の基盤強化 | <ul style="list-style-type: none">●地域におけるセーフティネットを担う存在としての社協・社会福祉法人の存在意義の提示●地域の実情にそった福祉サービスの維持・向上と多様な財源の確保●職員の安定雇用、経営基盤の強化●種別協議会・当事者団体の組織強化と活動の拡充 |
| 災害への備え | <ul style="list-style-type: none">●平時からの体制整備を図るための災害法制上の対応と公的資金確保の実現●平時も災害時も支え合う地域づくり●官民連携による災害福祉支援活動の強化●感染症発生に備えた平時からの対応強化 |
| 福祉のミッション(使命、役割、存在意義)の発信、新たな時代の福祉の基盤づくり | <ul style="list-style-type: none">●地域住民への双方向性をもった情報発信、福祉が果たしている役割への理解による社会福祉に対する拠出への理解促進●社会情勢や新たな課題に応じた制度的対応のため、地域の実情に基づく実践をふまえた提言・要望 |

の実現に向けて

社会福祉協議会 基本要項 2025

社会福祉協議会のめざす姿と役割

会長メッセージ

特集
未来への羅針盤

全社協 2024年度
この1年間

被災地・被災者と共に
歩む

法人概要

その人らしい暮らしを地域で支える

めざす姿

- 誰もが「ここにいていい」と思える地域づくり
- 孤独や孤立を防ぎ、安心・楽しみ・生きがいを持てる
- 多様な人が支え合い、互いを尊重し合える
- 住民と共につくる「豊かな地域社会」



社協の役割

- 支援が届かない人も見逃さず「受け止める」仕組みづくり
- 配食・サロン・見守り活動など、住民ニーズ起点の生活支援の展開
- 制度の枠にとらわれない柔軟な支援の企画・実施
- 福祉教育や啓発を通じた共感・包摂の促進
- 「つながり」や「居場所」を生み出す地域活動の支援



住民主体の地域づくり

めざす姿

- 誰もが気軽に参加できる地域づくり
- 多様なつながりが重層的に生み出される
- 内発的な力が引き出される



社協の役割

- 個別支援と地域づくりを連動させた支援の実践
- 多様な参加形態やグループづくりの後押し
- 住民の活動を基盤とした支援・協働
- 分野を超えた連携・協働の促進



「協議」体としての機能を活かす

めざす姿

- 制度と住民活動が、それぞれの強みを活かし補完しあう
- 困難な問題に対して、さまざまな関係者と連携・協働して横断的に対応する
- 社協が地域福祉の連携・協働基盤構築のハブを担う

社協の役割

- 対話・協議を通じた「住民主体」の意義の共有
- 福祉以外の多様な分野との連携・協働
- 協議体として地域課題に対応する体制づくり



地域福祉を推進する責任と行政との連携

めざす姿

- 地域福祉の推進で行政と社協が「両輪」となる
- 地域福祉の推進に向けた全体構想を描く
- 住民・関係者・行政が共に担う地域福祉の共同運営

社協の役割

- 地域福祉(支援)計画への積極的関与
- 地域福祉に資する提案・企画の実践
- 社会資源創出や制度提案によるソーシャルアクション
- 災害対応における行政との連携体制構築



「全社協 福祉ビジョン2025」を紐解く



コロナ禍を乗り越えて 「全社協 福祉ビジョン2020」の検証と課題把握

2030年までを取り組み期間と定めた「全社協 福祉ビジョン2020（以下、ビジョン2020）」では、中間年にあたる2025年に社会情勢等の変化を踏まえた改定を予定していましたが、ビジョン2020策定後のコロナ禍を経て、地域社会の変化が急速に進み、福祉基盤の維持・継続が危ぶまれる事態が生じていることにより、改定の必要性が一層高まりました。

そこで、改定にあたり2023年に「全社協 福祉ビジョン

2020 検証準備委員会」を設置し、ビジョン2020策定後、各組織がコロナ禍の影響下にあっても地域や利用者を支え続けた姿を明らかにしました。

そして2024年に設置した「全社協 福祉ビジョン2020改定検討委員会」では、ビジョン2020策定後の社会がどのように変化したか、それらを踏まえて福祉組織・関係者はどのような課題に取り組むべきかを検討し、ビジョン2025を策定しました。



「全社協 福祉ビジョン2025」のポイント！

ビジョン2025では、各福祉組織・関係者自身の役割の可視化、そしてそれらの対外発信等による「ともに

地域をつくる」住民一人ひとりの参画に向けた呼びかけにも焦点を当てています。

2030年に向けた福祉を取り巻く情勢と課題認識とは？

急速に進む社会変化～2030年に向けて

- ・人口減少、世帯構造の変化
- ・地域社会の変化
- ・多様な地域生活課題の顕在化
- ・頻発する自然災害と被災地域のコミュニティ崩壊
- ・全世代型社会保障制度構築への取り組み

福祉組織・関係者の課題

- ・地域共生社会の実現
- ・権利擁護の推進
- ・幅広い関係者との連携・協働、ネットワーク
- ・福祉組織・関係者のさらなる意識改革～地域の基盤となる社会福祉法人経営
- ・社会・国民への発信と理解の醸成

「ともに生きる豊かな地域社会」をどのように実現するのか？

① 誰が？

地域の福祉ニーズに応え、新たな地域生活課題への支援や災害に強いまちづくりに向けて、福祉組織・関係者^注のみならず、自治体、地域住民、NPOや企業など幅広い人びとがつながり、地域を共に創っていくことをめざしています。

注) 社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、老人クラブ、障害者や認知症高齢者等の当事者団体、専門職団体等

② 「行動」につなげるには

ビジョン2025では、具体的な実践に向けて、8つの取り組みを提案しています(6ページ参照)。取り組みにあたっては、組織ごとの行動方針に基づき、ビジョン2025の具体的な実践活動を展開します。各組織が行動方針を具体化するなかで、地域の多様な主体による主体的な参画をめざします。



実践 地域の方々や企業と共に創る地域共生社会 (社会福祉法人来島会)

会長メッセージ

ビジョン(来島会のめざすもの)

すべての人が「障害」を感じることなく、自分の意思で質高く暮らすことのできる地域社会の実現

ビジョン達成のための戦略

福祉を深めていく活動と福祉を広げていく活動を同時に進めていくため、一般企業や地域の方々との連携に取り組む。世間一般の福祉イメージを変えていく。

具体的なプロジェクト

1

福祉施設と地域社会を結ぶ 手段としてのアート企画

アーティストと地域住民と共に、ダンボールで等身大の紙相撲力士を作成し、木製の土俵を皆で叩いてトーナメント形式で戦わせる「どんどこ!巨大紙相撲」を実施。

効果 共同制作や本気の戦いを通し、互いの「人」を知り、つながる機会になった。

ビジョンのココ!

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

- ・地域住民や多様な組織・関係者が、地域づくりに参画する環境づくり



社会福祉法人来島会提供

一生懸命、ドン!ドン!土俵を叩いて!

2

サッカースタジアムの中に 障害者福祉施設を開設

地元のJリーグクラブとの連携により「誰もが居場所があるインクルーシブな空間づくり」に取り組む。

効果 連携により、互いの強みを活かし、専門性を深めつつ活動範囲を広げられている。注目度を活かし、広報活動やファンドレイジングにつながっている。

ビジョンのココ!

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

- ・福祉組織・関係者の役割の明確化



社会福祉法人来島会提供

スタジアムの清掃ボランティアをする事業所利用児童

特集
未来への羅針盤

全社協 2024年度
この1年間

被災地・被災者と共に
歩む

法人概要

法人概要

1993年 法人設立

1994年 知的障害者入所更生施設「今治福祉園」開設

<以降 愛媛県今治市、高知県南国市に障害分野を中心とする福祉施設を多数展開>

2019年 ビジョン、およびミッション(障害支援のスタンダードとなる)を新たに掲げる

2023年 地元Jリーグクラブホームスタジアム内に「コミュニティビレッジ きとなる」開設
支援コンサル事業(スーパービジョン)開始

2024年 美術家KOSUGE1-16 土谷亨氏監修のもと「どんどこ!巨大紙相撲 南国場所」を初開催

法人HPはこちら



さあ、はじめよう。地域で 「ともに生きる」未来づくり

全国社会福祉協議会 政策委員会委員長
平田 直之
(社会福祉法人 慈愛会 常務理事)



ビジョン2025に掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するためには、地域住民の皆様の主体的な地域づくりに向けた多くの福祉組織・関係者の連携・協働や、地域・市区町村・都道府県など各段階における重層的な取り組みが重要です。

そのため、地域で暮らす住民の皆様からさまざまな福祉現場で働く職員一人ひとりまで、それぞれの段階に関わる人々をビジョンの読み手として想定しています。

日々の業務や計画づくりなどを行う際に、ビジョンに

基づく方向性を踏まえた取り組みが行われることで、連携・協働を意識した各段階における地域づくりに向けた実践が進められることを期待しています。

ビジョンが皆様にはっきりと行き届くよう、福祉組織・関係者の皆様への周知はもちろんのこと、地域づくりの主体となる地域住民の皆様へ伝えていくことも意識しながら、読みやすいパンフレットの作成等を含め、さらなる取り組みを進めていきます。



「基本要項 2025」を紐解く



社会の変化に対応する社協の羅針盤 ～「基本要項 2025」の策定へ～

社会福祉協議会基本要項は、昭和37（1962）年に初めて策定、その後、平成4（1992）年には「新・社協基本要項」として改定されました。

それからおよそ30年が経過するなかで、社会福祉制度や地域社会のありよう、社会・経済が大きく変化したことをふまえ、令和5（2023）年の市町村社協法制化40

周年を契機に、全社協・地域福祉推進委員会にて「基本要項検討委員会」を設置し、見直しに着手しました。

見直しにあたっては、全国各地の社協から意見聴取しつつ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据え、これからめざすべき社協の姿を協議してきました。

※ 基本要項の前身として、昭和25（1950）年に「社会福祉協議会の基本要綱及び構想案」が策定されている。



「基本要項 2025」のポイント！

基本要項 2025では、「住民主体の理念」を継承するとともに、活動原則の1つとして「個別支援と地域づくりの一体的展開」を位置づけたことがあげられます。

「住民主体の理念」とは？

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすること

社協のすべての活動・事業、組織経営は、「住民主体の理念」に基づいて展開

社協は、これまで「住民主体の理念」を掲げ、地域のつながりづくりを進めてきましたが、社会の変化に対応しながら、住民が自分の意思により、参加したいと思える地域づくりをなお一層推進していくことが求められています。

基本要項 2025では、「住民主体の理念」の項を新設し、社協活動・組織との関係を明記しました。また、「住民」についても「生活の主体」として生き方・暮らし方を自ら選び、幸福を追求する「権利の主体」であり、かつ地域づくりや行政運営に参加する「自治の主体」と捉えています。

「住民主体」とは、困りごとはもとより、「誰かの役に立ちたい」、「安心して暮らしたい」という住民の声を

発点に地域をつくっていかうとする考え方です。この理念を実現するため、社協は、とくに声をあげにくい人に積極的にアウトリーチし、意思決定の支援や社会参加の機会づくりを進めます。そして、多様な住民が出会い、対話を重ね、地域生活課題に関心を持ち、自ら考え、行動できるよう支える「主体形成」と、協議や協働を広げ、その関係をとりもつ「組織化」を通じて、住民が継続的に関わり合える地域づくりを伴走しながら後押ししていきます。

「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」とは？

社協の活動について、従来の基本要項では5つの原則を掲げていましたが、基本要項 2025では、新たに「個別支援と地域づくりの一体的展開の原則」を加え6つに整理しました。多様化する地域生活課題の解決のためには個別の生活支援と、つながりや支え合いのある地域づくりを切り離さず、両輪で進めていくことが求められています。例えば、一人の困りごとをきっかけに地域の課題が見えてくることがあります。そうした課題を住民や関係機関と共有し、グループづくりや分野を超えた協働につなげていくことは社協の重要な役割です。個人を大切にしながら、同時に「誰もが参加でき、互いに支え合える地域」を実現していく、この両面のアプローチが今後ますます重要になります。



実践 一人ひとりの“困りごと”を“つながる”きっかけに ～個別支援と地域づくりの一体的展開～(茨城県・東海村社会福祉協議会)

東海村社協では、「住みいるリセットプロジェクト」(以下、「住みいる」)に取り組んでいます。「住みいる」は、家の中が物であふれてしまっていたり、庭の草木が生い茂っていたりして、生活がしづらい状態にある方(世帯)を対象に、地域の人たちの力を借りて環境を整える個別支援と地域づくりの一体的な取り組みです。

もともとは、火災等の可能性を心配した近隣住民の方から声があがった個別の事例からスタートした支援でしたが、同様の心配ごとを抱える方が多いことが分かり、生活支援体制整備事業の第一層協議体^注にも位置付けている会議体である「絆まるっとプロジェクト」で協議し、事業化しました。絆まるっとプロジェクトには、地域住民や商工関係者、医療機関、行政機関等多様な主体が参画しており、様々な角度から意見をj得ることができます。



最近実施した「住みいる」では、近隣住民を中心に17名もの協力のもと、屋内外を生活に支障のない範囲まで片づけることができました。また、当日庭で育っていた梅を一緒に収穫し、参加した住民の方が梅干にしてくれました。それまでは地域で孤立しがちだった方でしたが、後日、集会所でその梅干を使ったおにぎり会を開催しました。「住みいる」とおにぎり会を通して顔の見える関係性が生まれ、自治会所有のゴミ捨て場も使わせてもらえるようにもなり、本人の困りごととも概ね解決に向かっています。また、地域の方にとってもその方の背景や困りごとを知り、自分ごととして考えるきっかけになったようです。参加した地域の方からは、活動後に、日頃から地域住民同士がつながる意味や困った時に助け合える関係性の大切さが指摘されています。

注)介護保険法に基づく、地域包括ケアシステムの推進のために、市町村区域に設置される多様な関係者の参画による協議体



原点から未来へ。 社協の次のステージへ

策定には、全国の都道府県・指定都市社協、市区町村社協の役職員からのご意見を頂けるよう、意見照会とは別に全国3か所でのフォーラムを開催しました。さらに、全国民生委員児童委員連合会や全国社会福祉法人経営者協議会、さらには研究者へのヒアリング、各社会福祉施設協議会等への意見照会を行い、貴重なご意見を頂き参考とさせていただきます。全国からたくさんのご意見をお寄せいただいたことに改めて感謝申し上げます。

基本要項2025の策定にあたり、「現実に即して」ということと社会福祉協議会のこれまでの「歴史」を踏まえることが大切であると考えていました。平成4(1992)

地域福祉推進委員会 委員長
基本要項検討委員会 委員長
越智 和子
(香川県・琴平町社会福祉協議会 会長)



年に策定された「新・基本要項」をベースとした「改定」から、基本要項2025の「策定」に変化してきたことがこの作業の背景を物語っており、同時に将来に向けた重要な作業であったと認識しています。

制度政策が変わるだけでなく、地域社会が大きく変化し、また毎年のように災害が繰り返されています。こうしたなか、社会福祉協議会の役割や使命を社協関係者が確認することは時宜を得たものであったと思います。住民による組織として、民間の非営利組織として、地域社会に求められる組織をめざすことが何より期待されていると思います。

全社協 福祉ビジョン

社協 基本要項

担当者の想い

策定担当者へのインタビュー

ビジョンと基本要項が語る、福祉の未来

福祉ビジョンと社協基本要項は、それぞれが社会福祉の未来を示す羅針盤としての役割を担ってきました。福祉ビジョンは多様な福祉関係者の意見や実践を反映しながら、福祉関係者が進むべき方向を描いていきます。そして、社協基本要項は全国の社協が共有すべき組織としての考え方を示す指針であり、いつの時代も変わらぬ理念や原則を示すと同時に、地域の変化に応じて進化してきました。

ビジョン2025と基本要項2025の策定に携わった担当者へのインタビューを通して、策定中に印象に残った出来事や策定を終えての想いを紹介します。

二つが重なり合うところ、そしてこれからの福祉にどうつながっていくのかを、みなさんと一緒に考えるきっかけにいただければと思います。



プロフィール紹介

柏田

かしわだ

政策企画部 部員 2015年入局

森山

もりやま

地域福祉部 参事 2009年入局

Q.1

策定中に印象に残ったことは？

柏田

これからの時代の変化を見据えた「羅針盤」としてビジョンを検討していくにあたり、今想定されている福祉課題にとどまらず、より広い視点で社会や暮らしの変化に目を向け、その変化を福祉的な視点でどう捉えるかというプロセスは、自分の中であまり意識が薄かった視点であり、大きな気づきになりました。



柏田

検討準備委員会も含め、約2年間での事業であり、委員の皆様を含め、多くの方からいただいたご意見がひとつの形となって完成したことに一定の達成感と安堵感を感じています。一方で、ようやく完成したビジョンだからこそ、多くの人に見ていただき、使っていただくため、これからは皆様に読んでもらえるよう、周知・PRを頑張っていきたいと思います。

森山

さまざまな場面で「基本要項の改定を機に、社協について考えることができ良い機会になった」というお声をいただいたことです。私自身、社協についてこれほどじっくり考えたことはありませんでした。経験年数や地域もさまざまな全国の社協の役職員の皆様と、フォーラムや研修会等でワークを通して社協について考えられたことは、自分自身も学びになりました。



森山

基本要項2025の策定にあたり、全国から大変多くのご意見をいただきました。それぞれの社協（社協職員）が大切にしていることがあるなかで、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性をとりまとめていくことはとても難しかったです。しかし、それ以上に、検討委員の皆様や全国の社協の皆様と、研修会や会議等の機会に社協について議論を交わした2年間はとても充実していました。これからも社協職員として、この経験を糧に頑張りたいと思います。

Q.2

担当者として、策定を終えてどう思いましたか？



2011年 全社協 福祉ビジョン2011

縦割りを超え、 すべての人が福祉の担い手に

- ◆ 制度内の福祉サービスの柔軟性の確保
- ◆ ニーズに立脚した制度外の福祉サービス・活動の開発・実践
- ◆ 地域社会のあらゆる構成員を福祉の担い手へ

福祉関係者が一丸となり、地域のセーフティネットの仕組み強化に取り組む契機に



history

1962年 社会福祉協議会基本要項

「住民主体の原則」を明確に

- ◆ 高度経済成長と社会保障・社会福祉の発展
- ◆ 核家族化・地域間格差と互助機能の脆弱化
- ◆ 保護・救済から地域福祉へ

住民の立場に立ってニーズに向き合い、
地域福祉の推進役としての社協へ

1992年 新・社会福祉協議会基本要項

多様な主体と連携し、 地域福祉を推進する

- ◆ ノーマライゼーションと地域福祉の推進
- ◆ 地域福祉推進の中核としての市区町村社協
- ◆ 在宅福祉と施設福祉の一元的計画的な整備

住民主体の原則を継承し、21世紀を見据えた
創意工夫に満ちた活発な社協へ

2020年 全社協 福祉ビジョン2020

住民一人ひとりが主体となる 「地域社会」へ

- ◆ 2040年問題に向けた長期的な視点と実践
- ◆ 地域共生社会実現に向けた、断らない相談支援や参加支援、地域づくりの必要性
- ◆ 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現へ

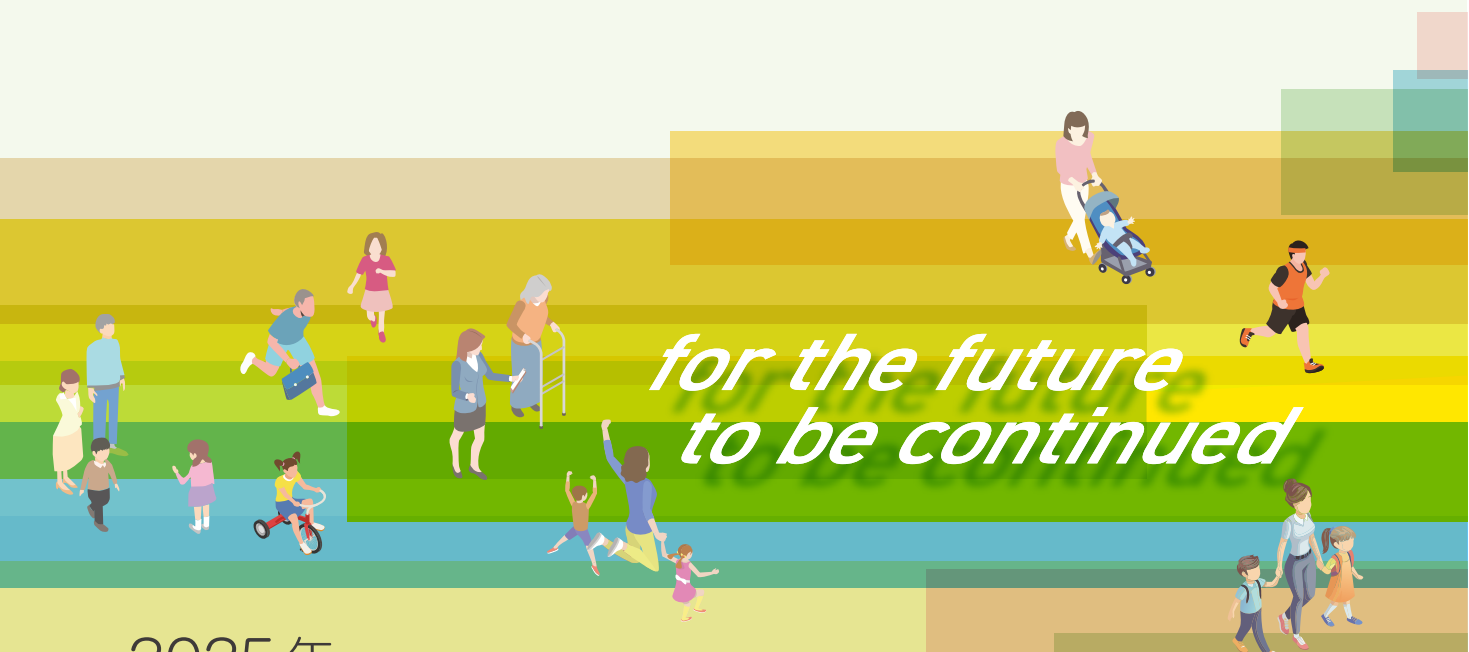
福祉組織・関係者が横断的な取り組みを進めるための「羅針盤」として、具体的な実践につなげる

2025年 全社協 福祉ビジョン2025

住民、多様な関係者がつながり、 支え合う

- ◆ コロナ禍を乗り越え、人が人にかかわり、支え合い、地域生活課題に向き合う
- ◆ 福祉組織・関係者の地域づくりへの役割と実践を社会に示す
- ◆ さらなる将来を見据えたビジョンにつなげる

福祉関係者にとどまらない多様な関係者と共に、新たな時代の地域の基盤づくりへ



2025年 社会福祉協議会 基本要項 2025

多様な人びととつながる 開かれた社協へ

- ◆ 「失われた30年」と貧困層の拡大
- ◆ 景気低迷と財政抑制
- ◆ 孤独・孤立、ニーズの複雑化・複層化

住民や地域の関係者とつながり、公私協働の要として、より開かれた社協へ

2024年度 (令和6) 活動ハイライト

本会では、「全社協 福祉ビジョン」に掲げる「ともに生きる豊かな地域社会の実現」に向けた取り組みを進めています。

以下、この1年間の本会事業の主な活動をご紹介します。

数字で見る 全社協

政策提言、要望

47件



社会福祉をめぐる制度、予算等に関する提言や要望を政策委員会および各種別協議会から政府等へ提出しています。とくに、災害法制への「福祉」の位置づけや、処遇改善・物価高騰対策は、関係者の声を集約し、数年にわたり要望・意見表明を行い、実現が図られました。

調査研究

50件



福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度や実践のより良いあり方に関する研究等を実施し、その成果をもって提言・要望を行うことで、福祉諸制度の改善・充実につなげています。

全国大会、研修会等の開催

197回
42,573人

うち中央福祉学院開催研修事業

| | | | |
|--------|------|-----|--------|
| 独自研修 | 14種類 | 53回 | 4,922人 |
| 委託補助研修 | 5種類 | 19回 | 1,975人 |
| 計 | 19種類 | 72回 | 6,897人 |

各分野における全国大会、研修会等の開催により、福祉の現場で働く人びとの知識・技術の向上、資格取得を促進しています。

新規刊行図書・月刊誌

76点



月刊誌のほか、実務・実践に役立つさまざまな参考図書、さらには研修用テキスト等を刊行しています。



地域を支える

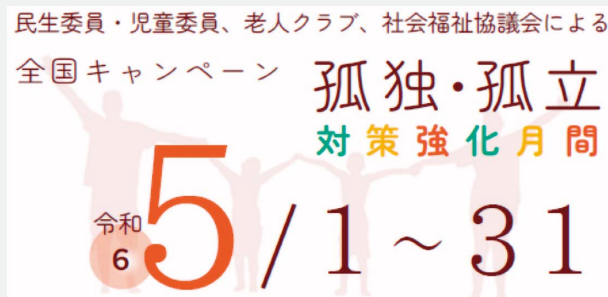
地域での実践を支える

孤独・孤立対策の全国キャンペーン

国においては、2022(令和4)年に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を推進しています。全社協は、このプラットフォームに幹事団体として参画するとともに、これまで身近な地域における見守りや助け合いなどの活動の推進とともに、相談支援事業やコミュニティソーシャルワーク等を展開する福祉関係者に積極的な参画を働きかけてきました。

2024年度は、4月の「孤独・孤立対策推進法」施行を契機に、民生委員・児童委員、老人クラブ、社協の三者による全国キャンペーンを展開しました。各地で広報・啓発や支援活動が展開され、活動を通じて団体間の連携強化、新たな連携にもつながりました。

2025年度は社会福祉法人が加わり、さらに広くキャンペーンを展開しました。



5月1日から1か月間、全国キャンペーンを展開

新たな研修「ソーシャルワーク力を鍛え、磨き上げる実践研修」

中央福祉学院は、多職種連携やスーパービジョン実践の方法を学ぶ新研修を開催しました。

近年、相談支援現場において分野ごとに専門化・高度化された福祉活動をつなぎ、総合的に展開することにより、生活課題や福祉ニーズに応えることが求められています。

こうした現状を踏まえ、研修プログラムを開発し、社会福祉法人・福祉施設、社協、行政等、幅広い分野で活動するソーシャルワーク実践者に対して、自身の実践の振り返りやスーパービジョンへの理解を深める機会を提供しています。

人権の尊重

福祉の理念に基づく 利用者の権利擁護の実現

施設における権利擁護の推進

令和4年児童福祉法改正により、子どもの意見表明支援や権利擁護、施設退所後の継続的支援の体制整備が進められています。

全国児童養護施設協議会では、施設職員を対象に、全国各地で「養育・権利擁護セミナー」を開催、児童養護施設がこれまでに培ってきた日々の「養育」のいとなみと、施設が考える「子どもの権利擁護」について全国的な共通理解を図りました。さらに、「倫理綱領」、「人権擁護のためのチェックリスト」の改定を行いました。

また、全国乳児福祉協議会では、乳児院において子どもの権利に即した言葉がけを職員間で共有するためのリーフレット・ポスターを作成しました。



リーフレット表紙

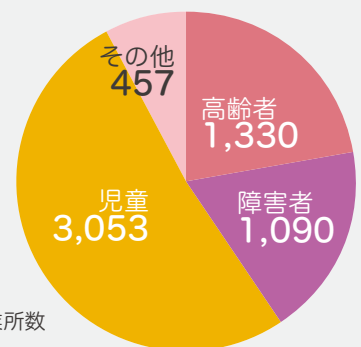


福祉サービス第三者評価基準の見直し

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受けられる仕組みが福祉サービス第三者評価です。

社会的養護関係施設は3年に1回以上の第三者評価の受審が義務付けられています。全社協は福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織であり、2025年度からの第5期受審期に向け、令和4年児童福祉法改正や「都道府県社会的養育推進計画」をめぐる動向を踏まえた検討を行い、評価基準改定に反映させました。

また2024年4月からの困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、婦人保護施設は女性自立支援施設となりました。運営指針等を踏まえ、第三者評価基準の改定を行いました。



2024年度第三者評価受審事業所数
(2025年6月 暫定値)

福祉を伝える

社会福祉への理解促進に向けた情報発信

H.C.R.で福祉の魅力を発信

全社協は、一般財団法人保健福祉広報協会と共に、福祉機器の展示や多様なテーマのセミナー・シンポジウムを実施する「国際福祉機器展&フォーラム(H.C.R.)」を主催しています。

2024年度は、国内外から400社以上の出展を得ましたが、全社協および種別協議会としても多数の企画・出展を行いました。「ふくしの魅力発見ゾーン」では、若い世代に向けて福祉の仕事の魅力を伝える展示を行い、利用者との心温まるエピソードを臨場感ある造作物とともに紹介しました。また、中央福祉人材センター企画による1都3県の福祉人材センター職員による「福祉の仕事なんでも相談」、現場のワーカーが就職動機ややりがいを熱く語る映像の上映、マッチングサイト「福祉のお仕事」の検索体験、全国各県の福祉人材センターのパンフレット展示・配布など、福祉人材の確保に向けた情報発信を行いました。



アジア各国との交流・支援

アジア社会福祉従事者研修と修了生たちの活動の展開

民間社会福祉分野における国際交流、国際支援の一つとして、アジア各国で活躍するソーシャルワーカーを招き、日本の社会福祉制度や実践を学ぶ研修を実施しています。2024年度は、5か国からの5名が約11か月の研修を修了しました。

修了生たちは自国で福祉活動のリーダーとして活躍しています。全社協では修了生たちとのネットワークを活かし、各国の福祉活動の発展のため、修了生による母国での福祉活動への助成や大規模災害時の支援など、学びあい、支えあう多様な事業に取り組んでいます。



これまで40年で8か国、181名が研修を修了

韓国における社協の法制化に向けた意見交換

韓国では法改正により、2025年4月までに市町村社協を設置することが義務化されました。そのため、韓国社会福祉協議会から金 聖二 会長をはじめ役職員が来日し、日本の社協や研修事業の視察を行いました。全社協は、国内訪問先の連絡調整等とともに、村木 厚子 会長等との意見交換では、少子高齢化などを背景に、両国で共通する福祉課題が深刻化するなかで、今後も相互の交流を深めていくことを確認しました。



村木会長と金会長(右)

世界とつながる

第8回アジア社会福祉セミナー

全社協では、5年に1度、左記研修の研修生・修了生と国内福祉関係者が各国の福祉の実情等について情報交換を行い、共に学びあい交流を深めることを目的に、「アジア社会福祉セミナー」を開催しています。

2024年度には、第8回セミナーを、アジア各国から74名の参加を得て、5日間にわたり開催しました。期間中には国際シンポジウム(公開セミナー)を実施するとともに、各国の福祉活動や今後の国際交流・支援事業をめぐり、国内外の福祉関係者と意見交換を行いました。意見交換を通じ「学びあい、協力しあえる」関係性の構築・強化を確認しました。



災害に備える

平時からの災害福祉支援活動の強化、発災時の支援活動

令和6年能登半島地震への対応

2024年1月に発生した能登半島地震の被災地支援では、同年9月の豪雨災害による二重被災の影響もあり、災害ボランティアセンター（災害VC）の運営支援、災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整、被災施設・事業所への応援職員の活動調整等を2024年度においても継続して実施しました。これらの取り組みは、被災地の福祉サービスの継続と地域の復興に向けて、全国の社協、種別協議会などの協力のもとで展開されました。



障害当事者の声 避難生活における困りごとに関する実態を報告



報告書を基にしたパンフレット

障害関係団体連絡協議会は、障害者と家族が安全・安心に暮らせるよう、研究テーマを立てて収集した実態や意見、メッセージを社会に発信しています。

2024年度は、「避難生活における困りごと」に関する研究報告書を取りまとめ、能登半島地震の状況も踏まえた課題を明らかにしました。福祉専門職や医療との連携、

情報保障のあり方など、障

害種別ごとの具体的な困難や要望が浮き彫りとなり、避難生活における支援の重要性が再認識されました。また、同研究に関するセミナーには内閣府も参画し、避難生活の質の確保や支援のあり方について意見交換を行いました。

災害発生時の 民生委員・児童委員への支援

大規模災害時には、民生委員児童委員協議会（民児協）の機能が一時的に失われ、個々の民生委員・児童委員（民生委員）が自己の判断により活動せざるを得ない状況が生じることがあり、それが民生委員の孤立や不安感、過重な負担にもつながります。こうした現状を踏まえ、災害時においても民児協としての役割と機能を維持できるよう、全国民生委員児童委員連合会では、被災地の民児協へのヒアリングや現地視察等をもとに、平時から災害を意識した取り組みの重要性を明らかにし、対応策を整理した資料を作成しました。資料では、民生委員同士の連携強化や関係機関との協力などについて、実践事例を交えつつ対応のポイントなどを整理しました。

民児協組織が取り組むべき「共通視点」

- 1 発災直後の委員間の連絡や集約（安否確認）方法、タイミング
- 2 避難所運営協力や行政・社協等への協力方針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針、またそのタイミング
- 3 災害発生後における定例会（会議）の開催方針やタイミング
- 4 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題を含め、心身の負担や活動の困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方
- 5 災害発生時の各レベル（単位民児協、市区町村、都道府県・指定都市ごと）の連絡・情報共有ルール（情報の混乱、被災地の負担感を防ぐ情報共有ルートの統一など）

関係組織、企業、NPO等との連携拡大

能登半島地震を契機に、被災地支援に関する企業の関心が高まったことから、災害発生時の企業との連携強化を目的に「企業×災害VCを考える勉強会」を開催しました。

また、被災者の中長期的な支援を担う「地域支え合いセンター」の活動も注目されるようになった一方で、いまだセンターの機能や役割があまり知られていないことにより、実際の支援に支障が生じている課題を踏まえ、2024年度の関係会議では、参加対象を被災地に限らず全国へ広げ、さらには社協職員のみならず、行政、そして運営上の連携先となる共同募金会やNPO、社会福祉士会や行政書士会をはじめとする専門職団体など多くの関係先からの参加を得て、開催しました。

Hotな動向！

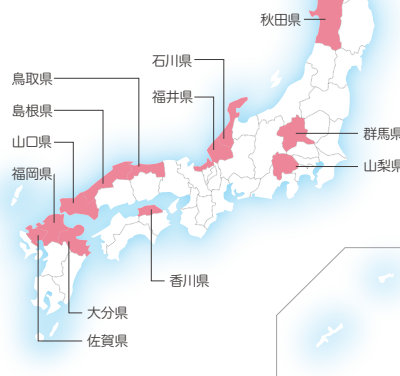
被災地・被災者と共に歩む、福祉のちから

能登半島地震以降も各地で豪雨や台風、山林火災等の被害が相次いだ2024年度。幅広い福祉関係者が、被災地を支えるために被災した方々と共に力を尽くし、また全国で災害に備える取り組みが進められる1年となりました。2025年7月、災害対策の強化を目的に、災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行されました。これを受け、災害時の福祉支援を今後さらに拡充させていく必要があります。発災時、迅速に被災地・被災者に寄り添った支援を届けるには、日頃からのつながりと協働が何より大切です。

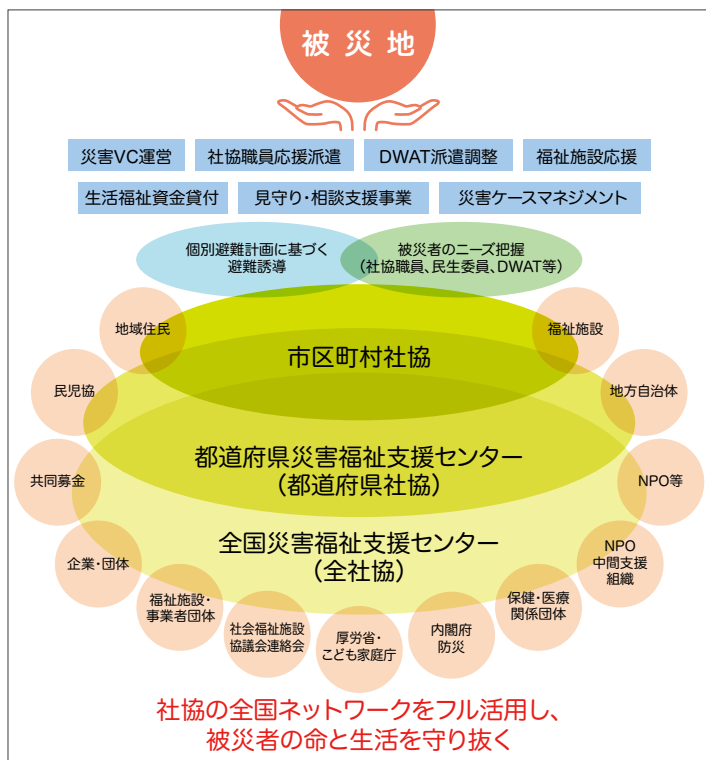
全国災害福祉支援センター創設へ

2025年10月、新たに全社協に「全国災害福祉支援センター」を設置しました。これまで社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員をはじめとする幅広い福祉関係者が実施してきたさまざまな災害福祉支援を円滑に行うため、12県の社協に「災害福祉支援センター」が設置されています(2025年8月時点)。全社協の全国災害福祉支援センターでは、平時から全国の災害福祉支援の関係者と連携し、災害福祉支援センターの全都道府県設置に向けて、各県の運営支援や連携強化を図っていきます。

災害福祉支援センター所在地



災害福祉支援センターのめざす姿



全国災害福祉支援センターの役割

| 平時 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県災害福祉支援センターの運営支援・連携強化 ・災害福祉支援ネットワーク中央センター事務局 ・災害ボランティアセンター、地域支え合いセンター、介護職員等応援派遣等の円滑な実施に向けた支援 ・災害福祉支援関係者との連携強化 ・災害福祉支援を行う人材の育成 ・災害法制等の改善に向けた活動 ・災害福祉支援の必要性に関する普及啓発 |
| 災害時 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・被災県災害福祉支援センター※の運営支援 ・行政・保健医療福祉調整本部・NPO等との連携窓口 ・被災地の情報収集・整理・共有・発信 ・全国情報共有会議への参加 ・全社協災害対策本部事務局 <p>※「被災県災害福祉支援センター」 …災害VC、地域支え合いセンター、DWAT、介護職員等応援派遣の運営を総合的に支援する県域の本部</p> |

積み重ねてきた災害支援

2024年、全社協や各種別協議会は能登半島地震で浮き彫りになった災害支援体制の課題について、さまざまな機会を通じて発信してきました。これまでも被災地での経験・課題の積み重ねによって災害福祉支援は拡充されてきましたが、長年にわたる要望が実り、2025年7月、災害法制上に「福祉サービスの提供」が明記されることとなりました。

防災白書に初めて「災害弱者」という用語が登場し、課題が提示される。

1987

1995

阪神・淡路大震災



震災関連死が大きな課題となり、社会福祉施設が「福祉避難所」に指定されるきっかけとなる。
被災地で多くの人々がボランティア活動に参加し、のちに「ボランティア元年」と呼ばれる。

2004

新潟県中越地震

新潟県内の市町村社協に災害ボランティアセンターが設置され、その運営支援のため他県の社協職員が派遣される。以降、社協による災害ボランティアセンターの設置・運営が一般化される。



2005

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」で避難支援や避難所での生活支援について示される。

2011

東日本大震災

厚生労働省、都道府県、全社協、全国の福祉施設、専門職団体が連携し、被災福祉施設の職員応援派遣を実施。



2016

熊本地震、九州や東北での豪雨災害

複数県の災害派遣福祉チーム(DWAT、DCAT)が被災地に派遣される。



2018

平成30年7月豪雨

特に浸水被害の大きかった岡山県では、県内を含む6県の災害派遣福祉チームが活動。
同年、災害派遣福祉チームや災害福祉支援ネットワークの構築について「災害時の福祉支援体制整備に向けたガイドライン」(厚生労働省)で取り組むべき内容が示される。

2024

能登半島地震

47都道府県の災害派遣福祉チーム(DWAT)が被災地に派遣される。



2025年7月、災害法制に「福祉サービスの提供」が明記

災害対策の強化に向けて、災害対策基本法、災害救助法に「福祉サービスの提供」が明記されました。改正法では、①国による災害対応の強化、②被災者支援の充実、③インフラ復旧・復興の迅速化等が掲げられています。

【DWAT活動の範囲拡大】

これまで「避難所・福祉避難所の支援」に限定されていた活動範囲が拡大し、在宅避難や車中泊を余儀なくされている被災者にも支援できるようになります。

【救助の視点を「場所」から「人」へ】

法改正を起点として、救助の視点の転換を受け、幅広い災害福祉支援関係者の連携を密にし、制度や実践をさらに広げていくことが重要となっています。

ここにも注目!

災害と福祉の未来を位置づけた、ビジョンと基本要項

全社協 福祉ビジョン2025・基本要項2025にも、災害時の支援について明記しています。

全社協は、平時から関係機関と連携して体制整備を進め、福祉関係者の支援力・受援力を高めるとともに、発災時には被災地社協や福祉施設、福祉関係者との連絡調整を行い、迅速かつ効果的に被災者の生活再建を支える役割を果たしていきます。

全社協の組織概要

全社協は、47都道府県社協の連合会としての性格を基本に、社会福祉の分野別の全国団体(15協議会・3団体連絡協議会)を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、福祉サービスの質の向上をめざし、これら協議会・団体と連携・協働して事業を推進しています。

事務局体制 職員数：130名(2025年10月現在)



委員会活動

関係団体や学識者の協力を得て、全社協事業の充実、あるいは現場実践を踏まえた調査・研究を目的とした委員会を設置しています。

2024年度的主要な活動

政策委員会

(主な要望活動)

「令和7年度 社会福祉制度・予算等に関する要望書」(5月28日)

(主な成果)

「全社協 福祉ビジョン2025」策定

地域福祉推進委員会

(主な成果)

「社会福祉協議会 基本要項 2025」策定

福祉サービスの質の向上推進委員会

(主な取り組み)

福祉サービス第三者評価の基準(社会的養護関係施設、女性自立支援施設)案策定

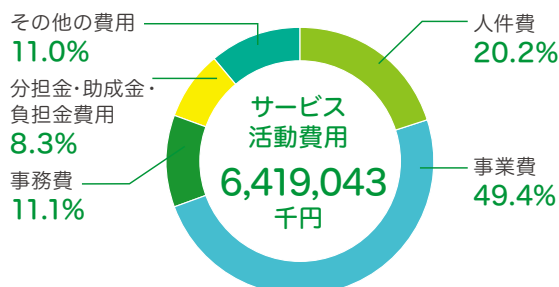
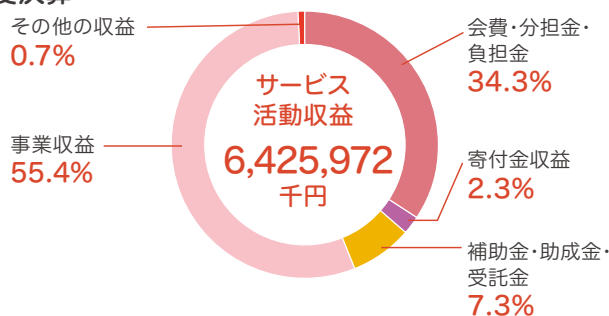
国際社会福祉基金委員会

(主な取り組み)

アジア社会福祉従事者研修、同修了生の福祉活動への助成、アジア社会福祉セミナー開催

全社協の財政

令和6年度決算



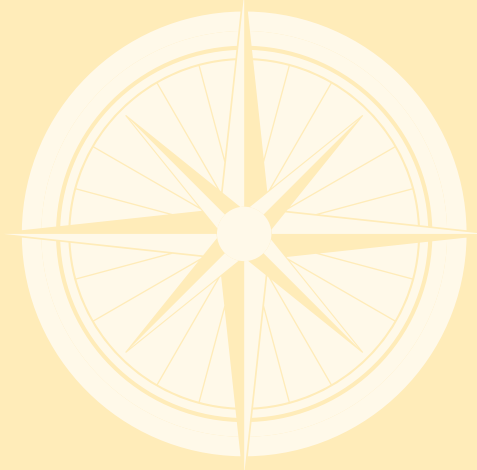
注:上記には、建物設備の更新費用等(設備投資費用)は含んでいません。

分野別全国団体(内部組織)の活動紹介

※会員数は2025年3月31日現在(全国民生委員児童委員連合会は同年4月1日現在)。
活動紹介は、主に2024年度について。

(15協議会・3団体連絡協議会)

| | | |
|--|---|--|
| <p>全国民生委員児童委員連合会 民生委員・児童委員数／229,162人</p> <p>新たな担い手確保をめぐり、2025年12月の一斉改選に向けた取り組みを推進するとともに、国における選任要件見直しに関する検討に対し、委員活動の本質の変容等の懸念を表明し、報告書への反映を図りました。</p> | <p>全国乳児福祉協議会 会員数／147施設</p> <p>子どもの権利を守るために気を付けたい言葉かけについて職員間で共有するためのツールを検討し、リーフレット等の作成を行うとともに、乳児院でのアセスメントを共有するためのツールとして「一時保護アセスメント報告シート」を作成しました。</p> | <p>日本福祉施設士会 会員数／779人</p> <p>会員である福祉施設士の「学びを深める」、「仲間をつくる」、「活動に参加する」ことを目的として、研修会や情報交換の機会を提供することで、福祉現場の第一線を担う、施設長・管理者のマネジメント実践の展開・向上を図りました。</p> |
| <p>全国社会就労センター協議会 会員数／1,329施設・事業所</p> <p>令和7年10月から新たに実施される就労選択支援事業の展開課題について厚労省と協議しました。また、物価高騰対策や処遇改善に向けて関係団体と共に障害福祉現場の状況を調査し、その結果をもとに提言・要望を行いました。</p> | <p>全国母子生活支援施設協議会 会員数／198施設</p> <p>母子生活支援施設における「高機能化・多機能化」事業等のモデル的な取り組みをまとめた事例集を発行しました。また、平成27年に策定した「全母協ビジョン」について、この間の制度動向等を踏まえた検証を行い、「中間とりまとめ」をまとめました。</p> | <p>全国社会福祉法人経営者協議会 会員数／7,810法人</p> <p>地域の福祉を守り抜くために必要な物価高騰対策やすべての福祉職員の賃金改善に向けて、現場での経営努力と早急な財政支援等に関する提言活動を全国展開しました。また、能登半島地震被災地への職員応援派遣や地域課題への対応を進めました。</p> |
| <p>全国身体障害者施設協議会 会員数／518施設</p> <p>2029年度までの5か年を見据えた「身障協ビジョン2025」を策定しました。「利用者・職員・事業者」に「地域」を加えた4つの視点で、制度改善や人材確保、ケアの質向上などの重点課題に対応することを基本方針としています。</p> | <p>全国福祉医療施設協議会 会員数／151施設(病院・診療所)</p> <p>地域住民、市区町村社協や福祉事務所をはじめとする関係機関への「無料低額診療事業」の理解促進に向けた情報発信とともに、地域の生活課題に応じた福祉医療実践の展開を図りました。</p> | <p>全国社会福祉法人経営青年会 会員数／1,456人</p> <p>時代の変化に適応していく福祉の担い手を育成するプラットフォーム・ハブとして、学びとつながりの機会を提供。社会課題に挑む多様な主体が集う「SGWCサミット」も開催し、社会課題に挑戦する価値と熱い想いを発信しました。</p> |
| <p>全国保育協議会 会員数／21,232施設</p> <p>国への提言・要望、会議体への参画を通じ、処遇改善や交付金の増額、過疎地域における保育機能強化・確保のモデル事業創設などの政策に「子どもの最善の利益」を反映させました。改善が一部実現した配置基準の改善についてはさらに取り組んでいきます。</p> | <p>全国救護施設協議会 会員数／179施設</p> <p>個別支援計画作成の制度化(2024年10月)を受け、これまでの取り組みとの整合や実施機関との共有等に関する方針を整理しました。また、2025年4月より仕組みが設けられた「調整会議」に救護施設が関われるよう周知を国に要望しました。</p> | <p>障害関係団体連絡協議会 構成団体数／20団体</p> <p>能登半島地震の経験を踏まえ、「避難生活における障害のある方の困りごと」に関する3年間の研究をまとめた報告書・パンフレットを発行するとともに、障連協セミナーを通じて避難生活の質の確保等に向けた意見交換を行いました。</p> |
| <p>全国保育士会 会員数／179,847人</p> <p>保育士・保育教諭等には、地域の子ども・子育て家庭支援の役割が期待されることから、保育者が知っておきたいソーシャルワークの知識・技術等についてのパンフレットの作成を進めました。また、事業や保育の魅力発信のためのSNSの運用(X)を開始しました。</p> | <p>全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 会員数／2,646センター</p> <p>次期介護保険制度改正に向けた要望・提言に向け、各地のセンター運営に関する課題の把握・分析を目的とした3年に1度の実態調査を実施しました。その際、政策提言を見据えた調査設計を行いました。</p> | <p>全国厚生事業団体連絡協議会 構成団体数／4団体</p> <p>生活困窮者や困難な問題を有する女性など社会的支援を要する人びとへの支援をめぐる共通課題の解決に向けて協働を図るべく、地域における厚生事業関係施設の役割等の検討・協議を行いました。</p> |
| <p>全国児童養護施設協議会 会員数／606施設</p> <p>子どもの権利擁護と最善の利益の保障に向けて、全国8ブロック(10会場)において養育・権利擁護セミナーを開催するとともに、「倫理綱領」および「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の改定を行いました。</p> | <p>全国ホームヘルパー協議会 会員数／1,965人</p> <p>訪問介護の厳しい現場実態を踏まえ、ホームヘルパーが質の高いサービスを継続的に提供し、その役割を十分に発揮できるように、令和6年度介護報酬改定の影響や人材確保などの課題を調査・整理し、国への提案・要望や意見交換を行いました。</p> | <p>高齢者保健福祉団体連絡協議会 構成団体数／2団体</p> <p>介護報酬改定の影響や地域包括ケアシステムの推進といった高齢者福祉・介護分野の基本課題について、幅広い関係団体と連携しつつ、課題整理や方向性の意見交換を行うとともに、厚生労働省とも課題認識の共有を図っています。</p> |



全国に広がる福祉関係者のネットワークで
「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」をめざしています。

ふれあいネットワーク

 社会福祉
法人 **全国社会福祉協議会**

JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-7820 (代表)
URL <https://www.shakyo.or.jp/>